

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

## 訴訟告知書

2024年2月20日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

告知人訴訟代理人

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

〒



告知人（原告）



〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者 法務大臣 小 泉 龍 司

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

被告知人 世田谷区

上記代表者 区長 保 坂 展 人

上記原被告間の御庁令和4年（行ウ）第182号旅券不発給処分無効確認等請求事件について、告知人は被告知人に対し、訴訟告知をする。

## 第1 告知の理由

- 1 本件訴訟告知にかかる原告主張の要旨は、①原告が平成30年11月5日及び12月14日に世田谷区北沢総合支所で国籍喪失届を適法に行ったが受理されなかった、②被告は国籍法制及び戸籍事務に関する監督権限と責任があるにもかかわらず、国籍喪失届の受付事務を行う地方自治体に対する適切な指示や情報提供を怠ったため、被告知人の窓口担当者が告知人に対し不適切な不受理措置を行って原告に損害を与えた、というものである（訴状第25、原告準備書面（1）第1・4（1）、原告準備書面（2）、原告準備書面（3）第3、原告準備書面（4））。

これに対して被告は、①については国籍喪失届の不受理処分はなかった、②については、仮に不受理処分があったとしても国籍喪失届の受理や戸籍事務は各自治体が責任を負うから被告には責任がない旨を主張している（答弁書第7、被告第1準備書面・第3、被告第2準備書面・第2・1）。

- 2 上記①については、その後、原告は世田谷区北沢総合支所に提出したのと同じ書類を[REDACTED]に提出して国籍喪失届を受理されていることから（原告準備書面（3）第3）、世田谷区北沢総合支所において国籍喪失届が受理されなかったことは不当であると認定される可能性が絶無とはいえない。そのような認定がなされたうえで上記②の争点について告知人が主張を排斥されて敗訴すれば、前記不受理等の責任は被告知人に帰属することになるから、告知人は、被告知人に対し、損害賠償請求をすることができるものと考えるので、民事訴訟法53条により上記訴訟を告知する。

## 第2 訴訟の程度

本件訴訟は、大阪地方裁判所第2民事部合議2係において、第5回口頭弁論期日が、令和6年2月28日午前11時30分に予定されている。

以上